

チャイナタックスアラート

(中国税務速報)

第 29 回 2017 年 11 月



世界税関機構(WCO): 関税評価に移転価格同時文書活用のケーススタディ第 2 弾を公表 — WCO が中国税関提出の取扱事例を初採択

本アラートの分析対象法規:

- 世界税関機構(WCO)は 2017 年 10 月に年次総会を開催して関税評価における税務移転価格同時文書の活用に関するケーススタディ 14.2 を公表した

背景

世界税関機構(WCO)は 2017 年 10 月末、ケーススタディ「WTO 関税評価協定 1.2(a)条に基づき移転価格同時文書を活用して関連者間取引を検証することについて」(以下、「ケーススタディ 14.2」)を公表した。今回は WCO が 2016 年 4 月に「ケーススタディ 14.1」を公表してから移転価格検証に関するケーススタディ第 2 弾となるため、業界から多くの注目を集めている。とりわけ、「ケーススタディ 14.2」における取扱事例は、中国税関による関税評価事例が初めて WCO に採用されたことから、中国税関が国際関税評価制度の整備に寄与する初の「中国提案」となる。今回の画期的な中国提案は、中国税関が国際関税評価制度の制定に積極的に関与していることを示唆するもので、世界各国の税関が輸入業者の移転価格を検証するにあたって有益な指導的意見を提示するものである。

「ケーススタディ 14.2」の重要な貢献として、「ケーススタディ 14.1」で提示する APA 移転価格分析報告書に基づき、取引単位営業利益法(TNMM)および営業費用などの追加情報に関する分析を通じて関連者間取引が一般的な商慣習に適合するかを判断する方法のほか、移転価格同時文書を基にして比較対象企業の売上総利益率と比較することにより、関連者間取引が一般的な商慣習に適合するかを判断するもう 1 つの方法を提示し、移転価格同時文書が関税評価において果たす役割を高めたことである。

事例紹介

「ケーススタディ 14.2」では、I 国に所在する I 社(独占的輸入権を持つ輸入業者)を取り上げている。I 社は国外関連者 X 社から高級ハンドバッグを輸入し、I 国で直接販売している。なお、X 社は I 国の第三者企業に同種又は類似の商品を販売することはない。I 社の移転価格ポリシーは再販売価格基準法(RP 法)である。I 国での提示販売価格から I 社の予想売上総利益および輸入関税を差し引いた金額を基にして輸入取引価格を算定している。移転価格同時文書の記載内容によると、I 社の 2012 年度の売上総利益は 64%であり、比較可能な非関連者 8 社のデータを基に算出された四分位レンジは 35%

～46%で、中位数は43%である。輸出先I国の税関は、移転価格同時文書を分析したうえ、I社の対象年度の輸入取引価格が一般的な商慣習に合致しておらず、取引当事者双方の特殊関係に影響されて独立企業間原則に従っていないと結論付けている。

「ケーススタディ 14.2」における分析で上述の結論を導いた主な事実根拠は下記のとおりである。

- I社は、I国におけるX社の高級ハンドバッグの独占的輸入権を持つ輸入業者として検証対象価格を提供できなかったため、I国税関は移転価格同時文書を根拠に販売環境テストの角度から分析を行った。
- I国税関は、I社の輸入価格の算定方法を評価するに当たり、I社と比較可能な非関連者間の売上高総利益率を比較することから、I社の価格算定方法が一般的な商慣習に合致するかを分析した。
- I国税関は比較可能性分析による選定結果を受け入れた。I社の果たす機能、負担するリスクおよび使用する資産に関する分析結果によると、I社は、その他の比較可能な非関連者8社との間に大きな差異がなく、比較対象企業の販売製品もI社の取扱製品に類似している。
- I社の売上高総利益率は、その他比較可能な非関連者8社の売上高総利益率四分位レンジに収まっていないが、いかなる調整も行っていない。

KPMG の所見

近年では、多国籍企業の移転価格は世界各国の税関当局の共通課題になりつつあり、WCOが関税評価における難点を解消するための技術的検討を要する重点事項でもある。WCOは2015年6月に「税関評価と移転価格に関するガイドライン」を公表してから、2016年4月に「ケーススタディ 14.1」、2017年10月に「ケーススタディ 14.2」を発表した。このような頻繁な取り組み発表は、WCO関税評価技術委員会が移転価格税制への注目度と、各国(特に中国をはじめとする新興国)が関連者間取引への関心度が高いことを示唆している。

中国関税評価技術委員会(国際チーム)がケーススタディを起草する目的は、税関がWTO関税評価協定1.2(a)条に準じて、企業の移転価格同時文書およびその他の情報に基づいて輸入貨物の支払価額、又は未払価額が取引当事者双方の特殊関係に影響されるかを審査する仕組みを説明することである。

税関は、輸入業者間の移転価格設定の方法に注目している。輸入業者は移転価格の観点から、次に掲げる事項について事前準備を行っておくことを提案する。

- 直近でも多くの企業が移転価格算定方法に取引単位営業利益法(TNMM)を採用している。しかし、税関は売上高総利益率へ関心を高めており、移転価格同時文書を作成する場合、売上高総利益率に対する分析を加えることを提案する。
- 一般的な移転価格同時文書の結論の章においては、利益率が四分位レンジを下回る場合に特殊要因分析を行う(業界分析および財務分析、調整)のが一般的である。しかし、関税評価の観点が異なっていることから利益指標が四分位レンジを上回る場合でも、相応な特殊要因分析を行うことを提案する。
- 税関に移転価格同時文書を提出する場合、税関が同文書における記載事項や利用方法について誤解を招くことを避けるため、同文書の利用上の制限や留意事項を説明することを提案する。
- または、関税評価に関する表現や言い回しを引用し、移転価格同時文書を参考にしながら、関税評価に備えて個別移転価格分析報告書を用意して、税関に提出する各種の必要な情報、書類、ファイルなどを適切に整理・整頓しておくことを提案する。

KPMG が提供するサービス

- 輸入価格に関する税関の審査意見に対応ご支援します。関連書類情報の収集と整理、説明書の作成、税関への資料送付や説明・報告に同行します。
- 税関業務に係るコンプライアンス遵守の状況に対する自己点検に協力し、過去の輸入データに対するビッグデータ分析を行って、誤謬或いは不備の早期発見、自己点検報告書の作成ご支援、税関への自主申告と提出に同行、コンプライアンスリスクを低減するための改善策をご提案します。
- Tax Intelligence Solution (TIS)システムを運用して税関への申告業務や事後審査の RPA 化によってヒューマンエラー防止をサポートします。

